

蝦夷地開拓之儀先般御下問モ有之候通ニ付今後諸藩士族及庶民ニ至ル迄志願次第申出候者ハ相応之地割渡シ開拓可被仰付候事
 【法令全書】第二卷

右の史料が、分領支配の根拠となる太政官第六六〇号である。開拓使が設立されて間もない明治二年七月二二日に布告された。『新撰北海道史』では、「政府は開拓使の力を以て北海全道及び、樺太をも併せ経営することの事実に於いて困難なるを察し（中略）諸藩等に割渡を令^①したと記している。このことに関し、『釧路歴史散步（上）』^②は、「諸藩分領」の項で次のように解説している。

当時の貧困な政府財政では強力な実施は望めなかった。すでに述べたように、当面する北海道対策の主眼は何よりもまずロシアに対する領土の保全であった。したがって、新政府の軍事体制がまだ確立されていなかった当時としては、諸藩の持つ武力に期待するのにもまた止むを得なかった。いっぽう、版籍の奉還で領主権を失いながらなお知藩事として藩政に当たらなければならなかった諸藩主にとって、北海道の拓地経営は、解体された武士団に対する処置、あるいは悪化した藩

財政を收拾する意味からも一つの魅力であり、逆に新政府側にしてみれば、封建体制を一挙に打破することによっておこる諸藩主、武士団（士族）の抵抗を緩和し、さらに解体させるべき武力に北方領土の防衛を期待するという巧妙な見せかけの名分にもなった。^③

端的にいえば、新政府の財政事情と国防上の観点から分領支配が選択されたということになるが、これが藩経営や新政府にとっての「巧妙な見せかけ」として採用されたという指摘は、たしかに興味深い。

分領の経過については、『新撰北海道史』によると、当初は水戸、一ノ関、佐賀、徳島、高知の各藩が名乗りを上げたが、後が続かず、政府が薩長等の九つの大藩に対して督促を行い、それと相前後して鳥取藩を含めた七藩が応募し、ここによりやく分領がなつたとしている。^④最終的に分領を付与されたのは、二四の藩、兵部省、東京府等に及んだ。では、鳥取藩の場合についてみてみよう。

鳥取藩願 弁官宛
 北海道開拓ノ儀ニ付先達而御沙汰ノ趣モ御座候ニ付於鳥取藩モ開拓仕度奉存候間相応ノ土地御渡被仰付候様仕度此段奉願候

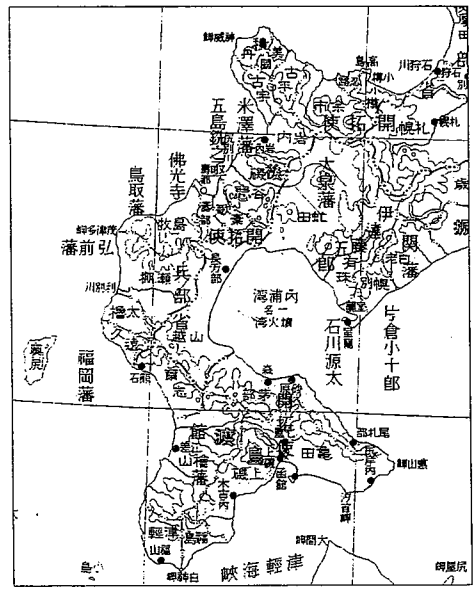
【太政類典】第一編第七十七卷

明治二年一月二七日付の弁官宛の願書である。ちなみに、弁官は各省や地方官が発する書類を審査することや太政官が発する布告や達等を起草する仕事を担っていた。「鳥取藩モ開拓仕度」というニュアンスからは、当時の鳥取藩が、他藩の動きに触発されて出願したようにも感じられるが、政府は、わずか数日の内に許可を出している。

十二月三日 東京
 一 弁官御役所より依御呼出礼服用致出頭候処左之御書付忝通御渡し相成候段公用人申達候事

後志国 鳥取藩
 鳥牧郡之内
 会所元ヨリ南ノ方
 シツキ境迄
 但会所相属
 右其藩支配被仰付候事

十二月 太政官
 【日記抄】明治二己歳七月至十二月 鳥取県立博物館蔵



「明治二年末使省士族寺院管轄図」(部分) (『新撰北海道史』第3卷) 所収

太政官からの仰付によれば、鳥取藩には、後志国鳥牧郡にある会所の管轄及びその付近から南方の「シツキ」境までが割渡された。「シツキ」とは、現在の須築（現、せたな町）を指すものと思われる。^⑤『新撰北海道史』によれば、鳥牧は、明治二年九月までは開拓使の直轄地であり、同年一〇月には開拓使判官・島義武が、「暫定的に小樽郡銭函に仮役所を設け、鳥牧より浜益に至る間の所管各郡を管轄し、将来本道の首府たらんとする札幌の経営に着手した^⑥」と記されている。「概して、漁利交通の便少く、初経験の開拓地としては、頗る不利な条件に置かれ^⑦」たとされる中では、

比較的好条件の場所を宛行われたと考えてよからう。

(前略)

一 多羅尾喜平儀左之通被仰付候事

多羅尾喜平

権大主簿被仰付後志国鳥牧郡支配地開拓懸り被仰付候事

十二月廿八日 参事

(後略)

〔日記抄〕同前

その後の鳥取藩の取組みであるが、開拓懸りとして、権大主簿・多羅尾喜平が任命されている。「多羅尾喜平家」譜によると、多羅尾家は、池田輝政以来の家臣で、五代伊右衛門の代には三六〇石の知行地を宛行われている。開拓懸りとなった八代喜平は、元治元(一八六四)年に在吟味役を務め賀露台場築造の際には多数の工夫を動員した件で、褒美を与えられている。ただ、家格・役歴と同役との因果関係はつきりとせず、また、開拓懸りとしてどのような実務についたのかも不明である。次いで、明治三(一八七〇)年三月一日、医師の牧野静修が総学局の中教正から開拓懸りに転任される。牧野静修(旧姓、佐々木順造)は、

〔日記抄〕明治三年歳正月至六月 鳥取県立博物館蔵

「未渡来無之」という状況に対して、鳥取藩は東京の開拓使から呼び出しを受けた。その理由を書面で回答せよとの指示に対し、藩公用人市口浩蔵は、未実施の状況説明と今後の予定として、近々鳥取より人選して渡海させる、と断りを入れた。これに関連するものなのか、『鳥取県史料』明治四年七月一二日の項に「北海道開拓修業生六七名ヲ家塾生士卒ノ内ヨリ撰ハシム」という記載がある。これが、管見する限り鳥牧領有に関する最後の記録となる。その三箇月後、「開拓使施設の改革」によって北海道の分領支配は廃止となった。

北海道の分領支配については、インフラの未整備や期間の短さ、強制的分割を受けた大藩の撤退等ではほとんど効果が上がらなかったといわれている。鳥取藩の場合も、藩政維持が困難な時期に、他藩の動きに触発されて出願したものの、実際には北海道まで手が回らなかった、というのが実情だったのであろう。

二 「規則」による岩見沢への移住

—吉村織人の事例—

「正牆適処に学び、村上晩節門下となり、慶応元年牧野謙亭の養子」となった人物で、芝石の号でよく知られる。「牧野静修家」譜によると、このあと民政局に移り「筆記兼務」を命ぜられているが、開拓懸りとしての動きも見られないまま、明治四年三月一〇日に同役を罷免されている。次の史料は、鳥牧の領有が許可されてから、五箇月後のものである。

同(五)月七日 東京

一 開拓御役所ヨリ依御呼出出頭候処北海道開拓未渡来無之候趣御趣意も相欠不都合之事ニ付早々渡海可致旨御達有之且只今迄延期之次第書面を以可申出旨御達有之段公用人申達候付承届則左之通同人を以御猶予之儀御届為致候事

一 先般北海道開拓被命候所支配地凶荒不一方人民生活之程難斗金穀等予備無之候得共開拓之儀は厚御趣意被為在候儀ニ付人数当地にて為相越候様精々尽力不遠内彼地へ渡海為致度右遅延仕候段御憐察被為下候様此段申上候

鳥取藩公用人

市口浩蔵

開拓御役所

まず、鳥取士族吉村織人が、岩見沢へ移住するにあたって適用された「移住士族取扱規則」(以下、「規則」)について、簡単に紹介してみよう。

「規則」とは、政府の士族授産政策の一環として、明治一六(一八八三)年八月二日に策定されたもので、正確には、農商務省第九号達と、これに(別冊)として添付された函館県、札幌県、根室県三県の布達を指している。各府県の士族に保護を加え、北海道に入植させることを目的としたもので、適用を受けた士族には、旅費・食料・農具・種子代・仮家作料・耕牛馬などが貸与された。

入植地は、札幌県篠路、根室県釧路、札幌県岩見沢、函館県木古内の四箇所で、福岡県、鳥取県、山口県、山形県等の士族がこれに応じた。根拠法令である農商務省第九号達をみてみよう。

○第九号(八月二日)

府 県

今般特別ノ詮議ヲ以テ明治十五年度ヨリ同二十二年度迄八ヶ年間毎年士族式百五拾戸(但百五拾戸札幌県五拾戸函館県五拾戸根室県)宛保護ヲ加ヘ北海道へ移住セシムヘク候条於各管内移住請願ノ士族有之トキハ左ノ件々篤ク為相心得候上充分ノ用途有之モノニ限り移住地地方庁へノ添書可差出无限アル戸数ニ付悉ク志望

ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得三県布達別冊相添
此旨相達候事

一 移住請願ノ士族ハ移住地地方官管内^{年本}布達移住士
族取扱規則ヲ遵守スヘキ事

二 移住士族渡航保護ノ義ハ^{本年}第拾号布達転籍移住
者手續ニ依リ当省ヘ可請願事

三 移住請願ノ士族ハ当省^{本年}号外諭達ノ旨趣ヲ篤ク
心得サスヘキ事

(別冊) 以下は略す

〔法令全書〕第一六卷ノ二

内容は、全国から毎年二五〇戸の士族を八年間にわたつて募集し北海道に入植させるといふもので、その総枠は二〇〇〇戸になる。深く考えねば、特に不思議な文面ではない。しかし、当時の常套句といえ文頭に「特別ノ詮議」とあること、「尤限アル戸数ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得」という一文を見ると、何らかの含みを持っていると感じられる。

その一つの答えは、鳥取県の士族授産政策に求めることができる。鳥取県再置(明治一四年九月)後の初代県令・山田信道は、窮乏化・暴力化する士族への対策として、北海道移住策を打ち出した。県内士族の内、「強壯ニシテ業ニ堪

箇所にわたっている。

次に、許可を受けた鳥取県の募集経路をみてみよう。

丙第二十一号

郡長

予テ本県上申ノ次第モ有之管下士族千戸ヲ北海道へ移住開墾之儀政府特典以テ許可相成候ニ付当度百戸ヲ限り移住ノ詮議ニ可及候条着実穩靜志操堅篤ニシテ難ニ耐忍スル志願者取調至急可申出此旨相達候事

但移住士族取扱規則ハ不日頒布スヘク候得共其以前實際取扱上ノ儀ハ本庁主務掛ヘ可承会候事

県令

〔明治一六年「達丙号」鳥取県立公文書館蔵〕

郡長宛の募集に関する二月二日付の県達である。この達の興味深いところは、「移住士族取扱規則ハ不日頒布スヘク候」とあるように、農商務省からの布達以前に、いわば見切り発車的に募集を開始している点である。それは、鳥取県が他県に先んじて募集を開始したということであるが、すでに農商務省から許可を得た鳥取県にとってみれば、募集することは、何ら問題はなかったのである。

エルモノ¹⁵」二〇〇〇戸を选拔して、移住・開墾の途に就かせようというのである。二〇〇〇戸は、県内士族の三分の一にあたる。

明治一五(一八八二)年六月末、山田県令は、山田顕義内務卿・西郷従道農商務卿に建議書を提出した。そこには「移住士族一戸にかかる費用を、屯田兵一戸の費用に比して大きく削減¹⁶」して予算化して欲しい、と記されていた。一戸あたりの費用を抑えるかわりに、大量の士族を移住させて欲しい、という意図である。参考までに、士族に限って募集してきた屯田兵は、明治一五、一六の両年は募集を中断していた。

結論的に、農商務省は鳥取県の申し出に対し、明治一五年九月一九日、「特別ノ詮議」をもって約一〇〇〇戸の移住を許可した。屯田兵とは別のシステムを考えての上である。それが「規則」である。

前述のとおり、「規則」による移住の総枠は二〇〇〇戸である。総枠の半数を一県が占めれば、必然的に鳥取県士族の数は突出する。「尤限アル戸数ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得」という一文は、その予防線であったと考えてよからう。現に、「規則」の適用を受けた全士族のうち、鳥取県士族が占めた戸数は二一〇戸(約40%)に及び、入植地も釧路(一〇五戸)、岩見沢(二〇五戸)の二

当

河八第五拾八号

各町村

戸長

予テ本県上申之次第モ有之管下士族千戸ヲ北海道へ移住開墾之儀政府特典ヲ以テ許可相成当度百戸ヲ限り移住ノ余議有之ニ付着実穩靜志操¹⁷堅篤ニシテ艱難耐忍スル志願者取調之儀今般達シ相成候条右取調志願者有之候ハ、番地姓名等ヲ記載¹⁸シ来ル三月十日ヲ限り無遅延可届出此旨相達候事

但シ移住士族取扱規則ハ不日頒布可相成候得共先ツ左ニ記載スル処ノ見込ミヲ以テ可取扱且ツ本文取調方ノ都合有之候条士族不在之宿村者其旨更ニ可届出候事

明治十六年二月廿七日

鳥取県¹⁹ 郡長唯武連

一 旅費

右ハ現費官給之見込ミ

一 家屋

右ハ官費ヲ以テ建築シ年賦納済迄ハ貸与又ハ当初

ヨリ給与ノ見込ミ

一 農具

右ハ一時限り現品下付ノ見込ミ

一 種糶

右ハ二年乃至三年間相当下付ノ見込ミ

一 扶助米金

右ハ二年乃至三年間相当ノ救米及び塩菜料下付ノ見込ミ

見込ミ

一 地所

右ハ一万坪下付シ開墾期限内ニ於テ悉皆成功セシムルトキハ尚ホ一万坪迄ハ下付ノ見込ミ

(個人蔵)

次は、二月二一日付の県達を受けた河村久米八橋郡長から、管轄下の町村戸長に宛てられた達である。本文の前半部分は県達の引写しであるが、旅費、家屋、農具、種糶、扶助米金、地所に關する見込み案が添付されているのが興味深い。ともかくも、この文書によって、農商務省↓県令↓郡長↓戸長という募集の経路が明らかにになる。また、当時の鳥取県は六「郡区」に分轄されていたので、他の「郡区」でも同様の達が出されたのであろう。さらに、農商務省から「規則」が布達されて以後、これに依拠した細則等が順次出されている。岩見沢に移住した吉村織人も、これ

らの募集要項を見て応募した一人である。

志願の状況を見る前に、吉村家の出自について紹介しておこう。「吉村織人家」譜によると、初代吉村又兵衛は、斯波尾張守高経後裔で中村式部少輔(一氏)に仕えた後、姫路城主・池田輝政に召し出され勘定頭を久しく務めたとされる。その後、忠継、忠長と仕え光仲の鳥取入封に臣従し、伯耆国河村郡原村(現、湯梨浜町)と因幡国高草郡岩本村(現、鳥取市金沢)に合わせて四〇〇石の知行地を宛行われた。同家の転機は、宝永五(一七〇八)年、四代左膳が家老荒尾志摩の組士として倉吉に転居したことで、倉吉では、およそ四五名からなる倉吉組の筆頭役(役料五〇〇石)として重責を担った。倉吉居住は一〇代左膳の代まで続くが、安政五(一八五八)年「筆頭役御免倉吉組被成御放鳥取勝手被仰付」として、一五〇年ぶりに鳥取城下に戻った。この一〇代左膳(改名信夫)の長子が、一代吉村織人である。前述の家譜を中心に、明治初年までの彼の略歴をみてみよう。

天保一一(一八四〇)年：吉村左膳・富の長子として

生まれる。初名隼之助

安政六 (一八五九)年：和田邦之助御預の大砲懸り

御雇

巡査等に任用される者がいることである。その原因は一概にはいえないが、移住を余儀なくされる者、経済的困窮者と短絡的に捉えてはいけない。吉村織人の場合も、むしろ家督相続後に発生した相続争いが主因だったようである。

明治四 (一八七二)年：吉村信夫隠居により織人家督相続(三月一五日)

明治六 (一八七三)年：現米三拾七石壹斗(士族録高取調帳)

文久三 (一八六三)年：大坂表御警衛御手当詰

元治元 (一八六四)年：大小姓仰付、森佐衛門支配

明治二 (一八六九)年：京都表御警衛御手当詰。織人と改名

ここで確認しておきたいのは、明治四年三月に実父信夫の隠居に伴って家督を相続したこと(後述)、家禄として現米三拾七石壹斗を給与されていることである。補足しておく、明治二年六月の版籍奉還後に藩の家禄改正が行われ、「高八百七十五石より同百七十五石迄は、一様に高現米三十五石(中略)現石一石に付、夫米六升を付加」と規定された。最高五〇〇石取であった吉村家の場合は、この基準により三拾七石壹斗が現米として支給されたわけである。この現米は、その後の秩禄処分によって金録公債に交換されることになるわけだが、吉村織人は、この「受取高千五百四十円也」と記録している。

もう一点は、確かに県が移住を奨励したとはいえ、移住を余儀なくされる者もあれば、一方に郡長等の官職や教員、

余りの残念立腹之俛思ヒ立折柄北海道居住志願之儀布達ニ相成志願致し五月五日氣多郡今市村ヲ出足養子多三郎ヲ召連因幡国高草郡加路東善寺江二泊滞留同八日午後八時加路湊ヨリ長サ七十五間広ハ六間ノ蒸氣船ニ乗り出船海上三百八十里ト申十一日午前十時札幌石狩ノ国空知郡小樽湊エ着船致し同所エ一泊翌十二日午後一時三十分同所ヨリ岡蒸氣ニテ居住地岩見沢工罷越ス此里程二十三里トイふ尤三六ノ一里也二時間ノ間二行也追々居宅出来致し七月三日引移り地所モ先五千坪夫ヲ開キ得ハ又五千坪被下ル趣也何分木の丸サ大ノ分二丈夫より小之分一丈五六尺七八尺迄之木多ク有之甚懇難致ス

この史料は、明治一八(一八八五)年七月一三日に吉村織人が書上げた「吉村織人久孝此度札幌空知郡岩見沢村工居住致候ニ付委細ニ記置也」の部分である。吉村織人の場合は、相続争いの解決策として、北海道移住を選択し

たということであるが、そのことについては、ここでは触れない。右の史料は、志願から移住の経過、居宅の完成・転居までが記されている箇所である。二、三補足しておく、気多郡今市村（現、鳥取市鹿野町今市）は、織人が明治九年より居宅としていた農・安富安平の居村であった。養子多三郎についての詳細は不明であるが、織人と同い年であり、移住先での労働力として請われたものであろう。加路（賀露）東善寺は、移住者の集合場所として前年の釧路移住のにも利用されたところで、この時も同様の扱いがなされたわけである。

岩見沢への移住からおおよそ九箇月後の明治十九年二月五日、吉村織人はようやく妻子を呼び寄せた。

家族移住渡航御保護願

私儀

明治十六年本県甲第廿五号御達ニ士族移住取扱規則ニ基キ当県当郡当村エ移住仕度段奉願候処御許可相成リ既ニ客年六月渡航之際ニ至リ妻トモ次女キミ儀病ニ罹リ渡航不能依之本年八月迄因幡国気多郡鹿野商原庄平方へ寄留致度旨奉願置候処今回全治ニ付移住致度段申越シ候ニ付何卒右兩名ノモノ渡航御保護被成下度惣代

三 山柵農場の成立と展開

明治一九（一八八六）年、北海道庁が設置され北海道の開拓は新たな段階を迎えた。まず、明治五年に制定された北海道地所規則と北海道土地売賃規則を廃し、新たに北海道土地私下規則を制定した。これは原則として一〇年間無償で土地を希望者に貸与し、その後払い下げて所有権を与えるものであった。国有未開地の開墾を促すために民間への払下げが実施されたわけである。次いで、明治三〇年に北海道国有未開地処分法が制定された。同法によって、一人に貸与される土地は、農耕地一五〇万坪（五〇〇町歩）、牧場二五〇万坪（八三三町歩）、森林二〇〇万坪（六六六町歩）というように面積の上限が大幅に引き上げられた。

本章で紹介する山柵（由仁町）は、倉吉出身の山柵友蔵が北海道国有未開地処分法の適用を受けて入手・開発したことに起因する地域名である。その経過について、北海道立文書館所蔵簿冊に沿ってみていこう。

貸付地部分付与願

石狩国夕張郡由仁村字古山貸付許可地式拾八万七百五拾坪

但明治廿八年五月十日指令第一〇八五号ヲ以テ田

連署ヲ以此段奉願候也

札幌県石狩国空知郡岩見沢村東九番地ノ十五号
明治十九年二月五日 士族吉村織人（印）（後略）

妻子の渡航保護というのは、旅費の官費支給を願うものである。「立腹之俣思ヒ立」つに至った移住とはいいながら、妻子を郷里に残して来ているのは、手堅い手法といえる。「鹿野商原庄平方へ寄留」とあるのも、同家は妻トモの実家であり、受け入れの条件が整うまでここで待っていたわけである。「病ニ罹リ渡航不能」というのはあくまで便法と考えた方がよい。

岩見沢は、当時の札幌県令・調所広丈が「空知郡字都春別ヨリ字岩見沢ニ至ルノ間方巻里ノ地ハ肥沃ニシテ中央鉄道ヲ貫キ（中略）水陸運輸ノ便最宜敷殖民ノ適地」と述べているように、条件の整った移住地であった。そのせいか、「規則」の適用を受けた他の三箇所とは違い、複数の県からの入植が行われた。明治一七年には山口県（六六戸）ほか一〇県から計一三二戸、吉村織人が志願した明治一八年には鳥取県（一〇五戸）ほか四県から一四五戸、の合計二七七戸が入植している。これが「規則」による岩見沢移住の最大の特徴であり、また疑問点でもある。吉村織人の事例は、「規則」による移住の全体像解明への試金石となろう。

北弟雄ニ貸付許可

明治三十年四月七日指令第一一九三号ヲ以テ林文

次郎ニ貸付許可

明治三十一年七月十八日右式名分譲与許可

明治三十一年九月五日指令第一一二九号ヲ以テ合

筆及目的変更許可

一 付与出願地拾貳万六千七百三十七坪

此田段別四拾貳町二反四畝十七歩

一 残地拾五万四千拾三坪

右北海道国有未開地処分法第三条ニ依り貸付相成候処今般成功ニ付御検査之上付与相成度図面相添此段奉願候也

明治三十五年六月十日

鳥取県東伯郡上灘村大字下田中村三拾番地

当時石狩国夕張郡由仁村字古山

山柵友蔵 ㊦

北海道庁長官男爵園田安賢殿

山柵友蔵が関わった土地の入手経路やその時期を順序だててみると、(1) 明治一八年五月一〇日、熊本県人の田北弟雄が貸付許可を受ける。この地積約一十二万六千坪。(2) 明治三〇年四月七日、林文次郎が貸付許可を受ける。この地積約一五万四千坪。(3) 明治三二年七月一八日、田北、林

兩名の貸付地約二八万坪が山榑友蔵に譲与される。合わせて同年九月五日に合筆及目的変更が許可される。(4) 明治三五年六月一〇日、約二万六千坪(田の反別約四二町歩)につき付与(無償給付)申請。(5) 明治三五年九月一八日、同申請は指令第四一三九号で許可、となる。これが山榑農場開設までの経緯である。

農場主となった山榑友蔵であるが、略歴は下表のとおりである。さらに、彼の最も詳細な略歴を記す『倉吉町誌』をもとに、下表を補足しておく。

幼にして倉吉町に通学し寺子屋教育を受け、漸く長じて奥多基・加藤貞一に就いて経書史書を学習した。明治十八年鳥取に於て聖書を購ひ求めて閲読し、又外人ロースルドに就いて基督教を研究し、更にソクラテス・トルストイ・プラトンの思想を窺つた。後年その影響を受くる所が少くなかつた。(中略)

夙に農業の振興は農業教育に俟つべきもの多きを感じ、明治十二年三月之を時の郡長に建議し、郡長の容る、所となり、同僚郡書記加藤貞一・奥野庸正等と共に農学校創立勸奨委員となり、百方講究の結果、郡立農学校設立の方案を得、十四年久米河村郡立農学校の開設を見るに至つた。(中略)

資性英邁にして思慮細密・意志強固・先見の明があつた。当時郷人称して「常人より一世紀頭脳が進んでゐる」といつてあつた。(中略) 晩年には独力北海道に開墾事業を営んだが、意の如く成功しないで、数年の後これを擲つに至つた。

山榑友蔵は、庄屋や郡書記、県会議員、連合戸長、村長等の要職を務めた、いわゆる地方名望家である。当時の名望家がそうであつたように、彼もまた地域の農業振興に大きな関心を持つていた。なかでも、全国でも最も早い時期の農学校の創設に寄与したことは特筆される。ただ、北海道での農場開設は、彼の農業振興の一環というよりは、基督教や西洋哲学を学ぶなど進取の気性に富む性格が影響しているのではないかと、とまず感じる。また、もう一方では、北海道土地私下規則や北海道国有未開地処分法の施行に伴つて、当時の鳥取県人の中にも土地を入手する動きがあつたことである。

下の現在表には「三十万坪(即百町歩)以上ノ無償貸付地ヲ示スモノニシテ、明治三十六年十月三十一日台帳現在ナリ」と解題が付されている。山榑友蔵の名が見えないのと成功期間が明治四六年に亘つているのはそのためである。「成功期間」とは、ひと通りの開墾を完了させて付与

年代(西暦)	内 容	典 拠
嘉永3年(1850)	下田中村三十七番屋敷に生まれる	『倉吉町誌』
慶応元年(1865)	父重右衛門死去により家督を相続する	〃
明治3年(1870)	下田中村の庄屋となる	〃
明治10年(1877)	鳥根県会議員に当選する(伯耆定員20名/全県107名)	『鳥取県議会史』上巻
明治12年(1879)	久米河村郡書記並に農事通信委員となる	『倉吉町誌』
明治14年(1881)	久米河村郡立の農学校を設立する	『倉農百年史』
〃	鳥取県会議員に当選する(久米郡定員3名)	『鳥取県議会史』上巻
明治16年(1883)	久米郡駄経寺村米田村円谷村下田中村蔵城村五箇村(のち久米郡第九連合)戸長に当選する	『戸長撰挙書綴』(鳥取県庁文書)
明治25年(1892)	上灘村長に当選する(3期)	『倉吉町誌』
明治28年(1895)	鳥取県会議員として農学校商議委員に任命される	『辞令原簿』(鳥取県庁文書)
明治34年(1901)	渡道して由仁村に寄留する(～明治36年頃)	『星霜七十年史 山榑部落』
明治44年(1911)	上灘村長の不敬事件が松江松陽新報に掲載される	『上灘小学校沿革史』
大正6年(1917)	大阪にて死去する(長男儀寛宅)	『倉吉町誌』

氏 名	住 所	貸付地	面積(坪)	地目	成功期間
西谷 金蔵	東伯郡北谷村	空知郡栗山	467,008	畑	明治35年～44年
田村 辰蔵	気高郡蒲野部村	上川郡美瑛	726,678	牧	明治37年～46年
安藤山三郎	気高郡美穂村	〃	634,212	牧	明治37年～46年
小川 辰蔵	東伯郡矢送村	上川郡近文	423,590	畑	明治35年～41年
石谷董九郎	岩美郡本庄町	虻田郡俱知安	527,659	畑	明治32年～39年
西谷 金蔵	東伯郡北谷村	虻田郡ヌツキベツ	1,500,000	牧	明治35年～40年
河本真太郎	東伯郡灘手村	宗谷郡ヲヌシュベツ	999,072	牧	明治36年～45年
三島 林吉	東伯郡倉吉村	宗谷郡ヲヌシュベツ	999,237	牧	明治36年～45年

「北海道国有未開地大地積貸下貸付現在表」『新撰北海道史』第6巻一史料二一より抽出。

注1) 田村辰蔵、安藤山三郎の成功期間「～明治46年」はママ。
 注2) 田村辰蔵の住所は不明。
 注3) 石谷董九郎の住所は本庄村。
 注4) 三島林吉の住所は倉吉町。

(無償給付)申請を行うまでの期間のことである。

表にある人物のうち、県中部の出身者西谷、小川、河本、三島について簡単に触れておく。北谷村の西谷金蔵は、「県下政友派の領袖、鳥取県選出代議士として其の名全国に遍し、(中略)又地方実業の振興に力を尽し、東伯の事業界君の関支せざるもの亦皆無の有様(註)あり」という人物である。彼が道内二箇所^註で貸付された土地は約二〇〇万坪という広大なものであったが、同地がその後どうなったかは分からない。小川と河本は村会議員で三島は倉吉町では名の通った商人であった。四名からいえることは、土地を入手するための政治性や経済力を持っている、ということであろう。前述したように、山榑友蔵が約二八万坪を貸与されたのは、明治三十一年七月であった。時系列的に考えれば、表の面々は山榑友蔵の動きに触発されたといえるかもしれない。ただ残念なことに、西谷金蔵のみならず残り六名の貸付地に関する記録も未だ確認できていない。

山榑農場はその後どうなったのだろうか。『倉吉町誌』では「意の如く成功しないで、数年の後これを擲つに至つた」とされる。この点に関して、『星霜七十年史 山榑部落』では次のように記している。

鳥取県において成功した豪農山榑友蔵は更に未開地、

易でも、その後の経営資金・戦略がなければ、農場の開墾や維持管理等はどうても不可能だったのである。

明治三七(一九〇四)年、山榑友蔵は付与願の残地約一五万四千坪に対し、開墾期間の延長と起業方法の変更について願ひ出た。ついで翌三八年六月一三日、同残地は片山八郎以下一三名に譲与された。ただ、無償給付されていた約一二万六千坪の畑地の譲与に関する史料は、まだ確認できていない。

平成一三年盛夏、筆者は鳥取女子高等学校(現、鳥取敬愛高等学校)社会部の生徒さん達と、由仁町山榑地区に着いた。青々とした美田が見渡す限り広がる。『星霜七十年史 山榑部落』年表篇を繙くと、「(明治)三五年 山榑農場にて水稲試作、北井市右工門、一ノ宮愛治、折口関平、腰本六次郎入植」とある。さらに同書によると、「大正八年一級村制施行にあたり、(中略)種々協議の結果、明治の中期当地域にて、一一七ヘクタールの農場を経営して開墾に従事せる鳥取県人山榑友蔵氏の姓を借冠して公称の部落名として現在に及んでいる」とある。山榑友蔵の蒔いた種は、確かに実つたのである。

北海道開拓の大望を抱き明治三十四年徳丸潤蔵・山榑周太郎・山榑幸市等と来道現在の熊本部落、中央道路北約一〇〇m地点(当時熊本部落に所屬)に入植、原野百十七町の開拓に挑むことになった。日露の戦雲も有利に展開、農場の経営も漸く軌道に乗ったのであるが戦前(明治三十五年)戦後(明治三十八年)と相次ぐ冷害凶作は農場経営を至難ならしめ止むなく、徳丸潤蔵・山榑幸市の兩名を開場整理に残留せしめ帰郷したのである。

同書は、移住時期や地積等に不明瞭な部分があるが、山榑友蔵の一族が同行したことや山榑村の農場経営を放棄した原因が冷害凶作にあることを記すなど貴重である。

しかし、冷害凶作の影響を受けたのは山榑農場だけではない。同時期に北海道固有未開地処分法の適用を受けて開設された池田農場をみてみよう。十勝の池田農場は、旧鳥取藩主池田家を継承した侯爵池田伸博が貸与を受けた三〇〇万坪に及ぶいわゆる華族農場である。農場は、主に福井県と鳥取県から入植した小作者一三〇戸で経営されたが、農場全般の管理のために優秀な管理人を引き抜いてきている。困り込む土地が広くなればなるほど、経営が困難になるのはいうまでもない。つまり土地を貸与されることは容

むすびにかえて

鳥取県人の北海道移住について、分領支配・「規則」・農場をキーワードとして検討してみた。いずれも従来の北海道移住史の研究からは抜け落ちていた部分である。

分領支配と山榑農場については、土地の入手は容易であるが、開墾やその後の管理維持に困難が伴うことから、計画の未実施もしくは早期の開墾放棄という結果に至った事例である。ただ、山榑村の場合は農場が基盤となつて、その後には続く入植者の定住に寄与したという点は評価されよう。

「移住士族取扱規則」は、いわゆる三県一局時代の短期間に実施された施策である。この適用を受けた四箇所の内、篠路は福岡県士族、釧路は鳥取県士族、木古内は山形県士族と単県で入植が行われており、移住に至るまでの事情等を検討することは比較的容易である。しかし、岩見沢については複数県からの入植が行われており、個々の入植者に関する資料の探訪が必要である。吉村織人の事例は、そのひとつであった。

北海道には、鳥取県にゆかりのある地名がいくつか残されている。釧路市の鳥取はその好例であるが、これ以外にも足寄町の鳥取、美幌町の鳥里などもそうである。ただ、

個人の名前を冠されたところは、十勝の池田町と由仁町の山柵しかない。

本稿の執筆にあたっては、大川篤、吉村朝子、中野尚幸、卜部信臣、木村桂子、鶴原美恵子、高田久之助、森本幸育の各氏に、資料の提供を始め多くの御教示をたまわった。記して厚くお礼申し上げます。

【注】

- (1) 小山富見男・岡村吉彦「明治・大正期の鳥取県人の北海道移住」『鳥取市史研究』第19号、平成一〇年三月。岡村吉彦・小山富見男・西谷榮治「明治大正期鳥取県人の利尻島移住と郷土文化」『利尻研究（利尻町立博物館年報）』第17号、平成一〇年三月。
- (2) 「一人の蘭人工師と賀露港の改修―鳥取県の水災史・序説―」『鳥取県立公文書館研究紀要』第3号、二〇〇七年三月。六二頁
- (3) 蝦夷地が北海道と改名されるのは、明治二年八月一五日である。
- (4) 『新撰北海道史』第三卷―通説二（北海道庁、一九三七年）八七頁
- (5) 三三頁―三三頁
- (6) 九八頁―九九頁
- (7) 『北海道の地名』日本歴史地理体系第一卷（平凡社、二〇〇三年）四〇六頁―四〇七頁
- (8) 八九頁―九〇頁
- (9) 九九頁
- (10) 鳥取県立博物館蔵
- (11) 森納・安藤文雄『因伯杏林碑誌集釈』（一九八三年）二二七頁
- (12) 鳥取県立博物館蔵
- (13) 『鳥取県史料』二 政治之部
- (14) 『新撰北海道史』同前 九九頁
- (15) 鳥取県士族と「移住士族取扱規則」の関係についての詳細は、

拙稿「移住士族取扱規則」成立の背景―鳥取県士族の北海道移住の検討から―（『鳥取地域史研究』第2号、平成一二年二月）でまとめている。

(16) 「士族移住ノ儀上申」『鳥取県士族授産演舌書』坤 鳥取県立図書館蔵

(17) 注(16)の『演舌書』中にある「士族ヲ屯田兵ト為スノ建議」には、「其費途ノ如キハ現今ノ屯田兵費ニ痛ク節減ヲ加ヘ」とある。

(18) 注(16)「士族移住ノ儀上申」に対し、「上申之趣特別ノ詮議ヲ以テ千戸相当ノ移住費中金五万円ヲ控除シ其残額ヲ以テ移住ノ儀聞届候事」とされた。参考までに、県内に残る士族への授産費として「金五万円」が控除されたので、移住予算は約八五七戸分となっている。

(19) この点に関しては、札幌県篠路村に入植した福岡県士族も関係している。篠路は、明治一五年四月に福岡県士族五〇戸が、政府より開墾資金一万二千円を貸与され入植した。しかし、貸与金の濫用により、「移住後間モナク生計頗ル困難ヲ来タシ、屢々米金貸与ヲ札幌県ニ請願」（『北海道三県分治志通説補遺』『新北海道史』第七巻史料一（北海道、一九六九年）一三九六頁）する状況にあった。この救済策としても、「規則」の適用が図られたのである。

(20) 「郡区」とは、郡区町村編制法（明治一一年七月）によって復活した郡治区画のことで、鳥取県では当初九つの「郡区」に分画されたが、ほどなく六つの「郡区」に再編された。具体的には、邑美法美岩井郡（のち岩美郡）、八上智頭八東郡（のち八頭郡）、高草気多郡（のち気高郡）、河村久米八橋郡（のち東伯

- 郡)、会見汗入郡(のち西伯郡)、日野郡を指す。
- (21) 鳥取県立博物館蔵
- (22) 『荒尾志摩より高木右馬允宛書状』。倉吉組には筆頭役が二名置かれており、高木はその一人であった。吉村家と高木家は姻戚関係がある。
- (23) 『鳥取藩史』第二巻職制志祿制志 三四四頁
- (24) 『明治十八年七月十三日 吉村織人久孝此度札幌県空知郡岩見沢村工居住致候二付委細是二記置也』
- (25) 園田英弘 濱名篤・廣田照幸「士族の歴史社会学的研究―武士の近代―」(名古屋大学出版会、一九九五年)では、士族Ⅱ旧「武士」層が、明治維新時の軍事的指導者、明治初年における官吏の八割を輩出、初等中等高等教育において高い就学率を誇る、新政府の国家エリート層の輩出、自由民権運動の指導者、という特徴を有していることを指摘している。
- (26) 『明治十八年移住者名簿 東之部』。「東」とは、鳥取県士族の入植した東区のこと、岩見沢駅の東部にあたる。
- (27) 明治一六年『移住士族取扱参考書』北海道立文書館蔵
- (28) 岩見沢市市史資料室『岩見沢市の生いたちと発展の歴史―ふるさと山口・鳥取からの旅立ち―』三訂版 八頁
- (29) 「柵」についてはすべて「柵」にそろえた。
- (30) 『北海道庁公文録』第六十三号(殖民部拓殖課 未開地付与及売払)
- (31) 明治廿六年以降『未開地貸付台帳』北海道立文書館蔵
- (32) 六四五頁〜六四七頁。なお山榑友蔵の北海道入植については、松尾尊允「由谷義治と山榑儀重」(『鳥取市史研究』第21号、平成一三年)でも紹介されている。山榑儀重は、友蔵の二男で、

- 憲政会系の代議士として知られる人物である。
- (33) 大島佐知子「稲作における県農政と中井太一郎の普及活動―郡立農学校の創立と林遠里招聘を中心に―」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第4号、二〇〇八年三月) 三〇頁〜三一頁
- (34) 九九二頁
- (35) 『陰陽八郡郡勢一斑 全』(陰陽八郡時報社、大正六年) 東伯郡 七〇頁
- (36) 注(35) 東伯郡 六九頁、一一四頁、一一九頁
- (37) 二四頁
- (38) 『星霜七十年史 山榑部落』(由仁町山榑自治区、一九七九年) 二五頁には「山榑家の系図」が掲載されており、徳丸潤蔵と山榑周太郎の名が見える。山榑幸市は不明である。
- (39) 注(31)
- (40) 四九五頁
- (41) 二二頁〜二三頁